

議案乙第1号

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担率引上げに
係る意見書について

このことについて、別紙意見書を政府等関係方面へ提出されるよう、総社市議会
会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年6月29日提出

総社市議会議長 村 木 理 英 様

提 出 者

文教福祉委員会委員長 萱 野 哲 也

提案理由

教職員定数改善のための財源が保障され、地方自治体が計画的に教育行政を進め
ることができるよう、地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり、国会及び
政府に対し意見書を提出しようとするものである。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担率引上げに係る意見書

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられているが、中学校・高等学校の学級編制標準は現在のまま据え置かれている。

昨年7月の全国知事会による「誰ひとり取り残さない社会を目指した提言」では、小中学校等における少人数によるきめ細やかな指導体制の構築や児童生徒支援の強化等に向けた教職員定数のさらなる拡充を図ることが重要としている。さらにきめ細かな教育を行うためには30人学級や中学校・高等学校での少人数学級の早期実施が必要である。また、子どもたちの豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数の改善が不可欠である。

子どもたちの豊かな学びのため、厳しい財政状況にあっても全国の多くの自治体が、独自財源により人的措置等を行っているが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。国の施策として定数の改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。子どもたちの教育条件に、地域による格差を生じさせてはならない。

よって、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、30人学級等さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働の是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数の改善を推進すること。
- 3 自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用ができるよう、少人数学級実施のための加配を削減しないこと。
- 4 必要な新規採用者数を確保するとともに、教職員が意欲をもって働くことができるよう、教職員の処遇改善に必要な財政措置を講じること。
- 5 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月29日

岡山県総社市議会議長 村 木 理 英